

平成30年度申請（31年度事業）

共同募金配分〈広域配分〉申請の手引き

（運営費配分 編）

【配分の重点項目】

「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民や民間福祉団体が主体的かつ分野横断的に取り組む事業に対して、積極的に配分します。



社会福祉法人群馬県共同募金会

〒371-0843 前橋市新前橋町 13-12

TEL 027-255-6596 / FAX 027-255-6214

〈ご案内〉

共同募金の配分は「広域配分」と「地域配分」に区分されます。

この手引きは、群馬県共同募金会で取り扱う「広域配分」について説明しています。

「地域配分」については、各市町村の共同募金会支会へお問い合わせ下さい。

※8月1日（水）13時から申請説明会を行います。（事前にお申し込みのうえご参加下さい。）

※申請相談は随時受けております。（担当者の在席を電話等でご確認のうえお越し下さい。）

広域配分／地域配分について

広域活動や先駆的取り組みを支援する「広域配分」と、地域に密着した活動を支援する「地域配分」があります。広域配分は県共同募金会が、地域配分は市町村支会が、それぞれ申請受付・審査・決定後の手続き等を担当します。

申請者区分	県共募扱い（広域配分）	市町村支会扱い（地域配分）
保育所	× (法人格があれば車両整備のみ申請可能)	○ (支会ごとに配分の有無及び基準が異なる)
学童保育所	× (法人格があれば車両整備のみ申請可能)	○ (支会ごとに配分の有無及び基準が異なる)
地域活動支援センター	× (法人格があれば車両整備のみ申請可能)	○ (支会ごとに配分の有無及び基準が異なる)
団体（市町村域で活動する団体） ・市町村社協 ・NPO・ボランティア団体 ・障害等当事者団体 …など	× (法人格があれば車両整備のみ申請可能)	○ (支会ごとに配分の有無及び基準が異なる)
団体（広域で活動する団体） ・県社協、郡社協 ・NPO・ボランティア団体 ・障害等当事者団体 …など	○	—
高齢福祉関係施設 ・特別養護老人ホーム ・老人デイサービスセンター ・老人グループホーム	× (建物改修のみ○)	×
・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム	○	—
障害福祉関係施設等 ・生活介護 ・施設入所支援 ・グループホーム ・就労支援 …など	○	—
障害児通所支援 ・放課後等デイサービス 障害児入所支援	○	—
児童福祉施設 ・乳児院 ・児童養護施設 ・母子生活支援施設 …など	○	—
保護施設 ・救護施設 ・更生保護施設 …など	○	—

○：配分可能、 ×：配分不可、 —：なじまない

「広域配分」…申請受付・審査・決定・配分金交付・精算までの一連の流れを、県共同募金会で取り扱う。
「地域配分」…同様の流れを、各市町村支会で取り扱う。

◎広域配分は、施設・設備・備品整備配分、車両整備配分、事業経費配分、運営費配分などです。

◎地域配分の基準は、地域の実情に応じて各市町村支会が策定します。

◎申請受付期間 ・広域配分 8月1日～9月14日

・地域配分 市町村支会ごとに設定

詳しくは群馬県共同募金会までお問い合わせ下さい。TEL 027-255-6596

平成30年度共同募金<広域配分>申請の手引き

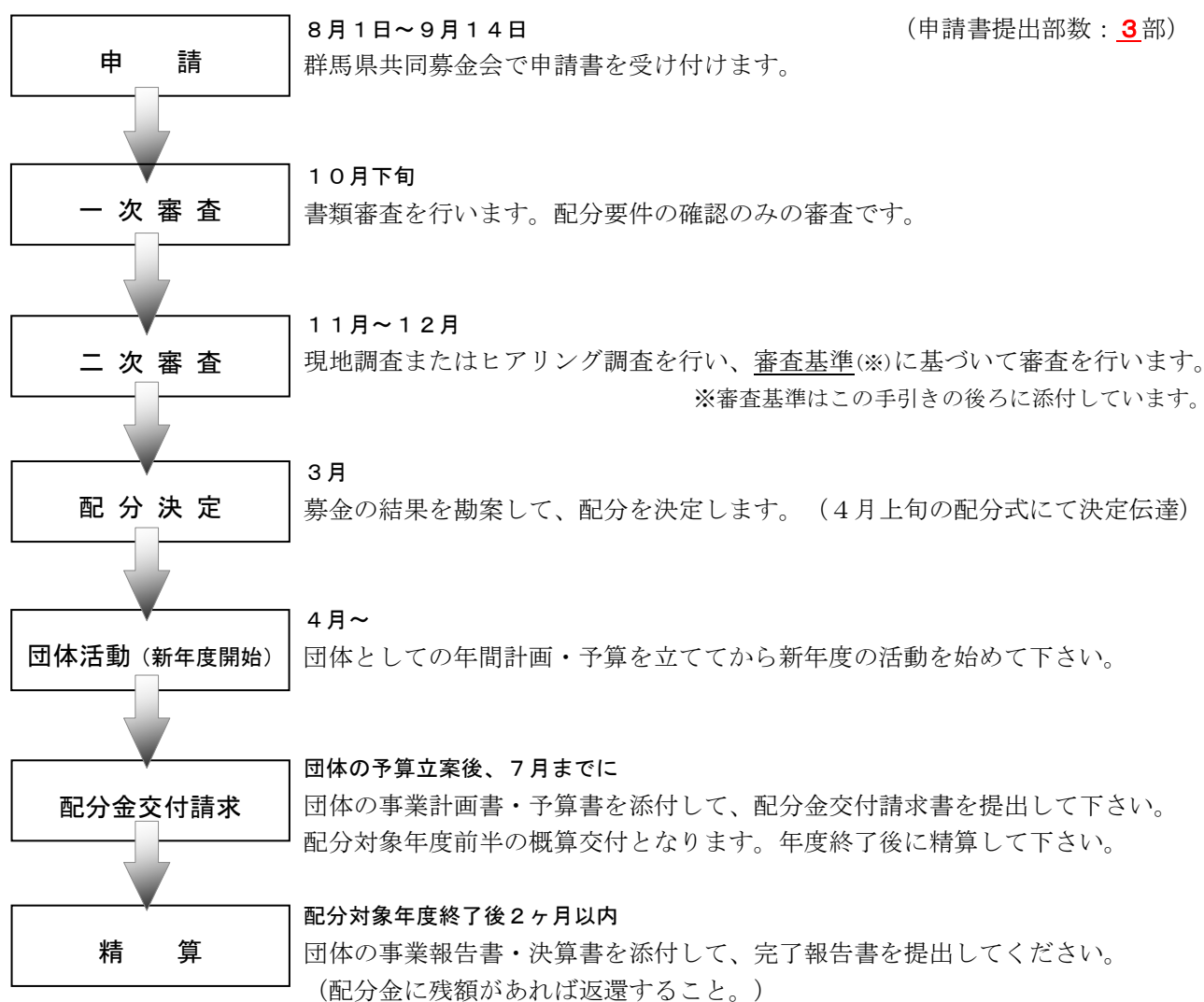
(運営費配分 編)

平成30年度共同募金は、平成31年度に実施する事業に対して配分します。
この配分を受けるにあたっては、「**共同募金配分規程**」(以下「規程」という。)を遵守してください。

I ●この手引きの対象 (詳細は次ページ参照)

広域配分対象となりうる法人・団体 (前ページを参照) のうち、特定非営利活動法人または任意団体で、平成31年度の運営費支援を希望するもの。(設立後5年を目安として対象とする。)

II ●申請から事業実施までの流れ



Ⅲ●配分基準等

1 対象団体

福祉活動を目的として設立された特定非営利活動法人または任意団体(※)で、設立後5年(または活動休止等の状態から活動を再開して3年)を目安として配分対象とします。

地域配分の対象となり得る法人・団体が当配分を受けようとする場合は、当該地域配分を所管する支会との連携のもとに配分を行います。

※この基準で「任意団体」とは、法人格こそないが、法人同様に規約・役員体制・運営組織等が整備され、独立して主体的な運営がなされている団体をいう。

2 配分対象外

他団体又は下部組織への助成や会員・構成員等同士の親睦のみを目的とした団体等の活動費

3 配分限度額

配分上限額は1団体あたり10万円(配分額は千円単位)

4 留意事項

- (1) 同一団体につき年度連続配分は3年までとし、連続配分が途切れた場合は、当該配分を再申請することは原則としてできません。
- (2) 原則として、同一申請者が同一年度に複数の申請書を提出できません。
(児童養護施設入所児童等の普通自動車免許取得支援事業配分及び共同募金運動啓発配分を除く。)
- (3) 平成29年度の施設・設備・備品整備配分の配分決定を受けている場合は、申請できません。

Ⅳ●配分申請書の作成方法及び提出先等

1 申請理由の明確化

なぜ配分金が必要なのかを考え、その理由について団体のメンバーと協議して下さい。

- ・一言で「資金不足」といっても、なぜ資金が不足しているのか、その原因を掘り下げてみましょう。
- ・また、配分金を受けることにより、何が実現し、どのように発展するのかを明確にして下さい。

2 配分申請書の作成

記入例は次ページ参照

- ① 「申請の内容」欄：配分を受けて実現したいことを、具体的に記載して下さい。
- ② 2枚目以降の「法人・団体の基盤整備チェックシート」は、一次審査後に共同募金会担当者と一緒に検討しながら作成するので、申請時は空欄でも構いません。
- ③ 添付書類の用意
 - ・定款・会則のコピー
 - ・平成29年度の法人・団体の事業報告書・決算書(収支計算書及び貸借対照表・財産目録)
 - ・平成30年度の法人・団体の事業計画書・予算書
 - ・その他、事業内容や現状が確認できる写真等を添付して下さい。

3 申請方法

- ① 受付窓口：群馬県共同募金会(〒371-0843 前橋市新前橋町13-12 社会福祉総合センター4F)
- ② 受付期間：平成30年8月1日～9月14日(郵送可・期間内に必着のこと)

申請書用紙は本冊子の最後に添付してありますのでご活用ください。
また、群馬県共同募金会ホームページからもダウンロードできます。

[URL] <http://www.akaihane-gunma.or.jp>

社会福祉法人群馬県共同募金会 会長 様

[申請者]

法人・団体名	じゅうしゅうしんしんしょうかいじとかぞくをささえるかい 重症心身障害児と家族を支える会 印		
代表者職・氏名	(役職名) 会長	あかばねめこ (氏名) 赤羽 マメ子	
所在地	〒371-0843 前橋市新前橋町13-12		
TEL	027-255-6596	担当者氏名	募金 増三
FAX	027-255-6214	E-mail	mirai@gmail.com

平成30年度共同募金（31年度事業）配分申請書 ～ 運営費配分～

このことについて、下記のとおり配分金を必要としますので申請します。

記

1 法人・団体の活動内容

設立年月	平成 29 年 10 月	会員数	15 人
【主な活動内容】			
<ul style="list-style-type: none"> ・小児医療センターその他県内の病院で入退院を繰り返す重症心身障害児の母親が、SNSを通じて情報共有を行っている。 ・障がい児を育てる先輩ママが、新米ママの子育て相談を受けながら交流する場(サロン)を月1回開催。バギーやストレッチャーの子ども連れでも参加できる場の確保に努めている。 			

2 申請の内容 (単に資金不足ということだけでなく、今後の活動を変えて、社会を変えていくための基盤づくりとして記述)

配分申請額	100,000円	(参考) 30年度の予算	52,000円
【配分を受けて実現したいこと】			
<ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児を在宅で育てるためのさまざまな工夫や、周囲に求めたい協力について「見える化」し、啓発していく。 ・例えばバギーやストレッチャー、車両の工夫について、プロダクト側の業者と意見交換できる場を設けたり、また機器展のようなイベントを企画していきたい。 			

3 添付書類

<input type="checkbox"/> 定款・会則など、組織に関する資料	<input type="checkbox"/> 平成 29 年度事業報告書・決算書
<input type="checkbox"/> 活動についての参考資料	<input type="checkbox"/> 平成 30 年度事業計画書・予算書

共同募金配分規程

群馬県共同募金会 制定
最終改正 平成26年5月20日

(目的)

第1条 社会福祉法人群馬県共同募金会（以下「本会」という。）は、本会定款に基づく配分事業を行うにあたり、法令等に定めるもののほか、この規程を制定する。

(配分の対象)

第2条 配分は、本県内において民間社会福祉事業を営む次の各号に掲げるもので、配分を受けることを希望し、かつ配分を受けるにふさわしいものを対象とする。

- (1) 社会福祉法人、更生保護法人、公益社団（財団）法人、一般社団（財団）法人及び特定非営利活動法人
- (2) 法人格は有していないが、すでに社会福祉事業運営の実績があり、所在する自治体から定期的に助成を受けている団体
- (3) その他、本会が特に必要と認めるもの

2 対象事業は、前項に規定する者が行うもので、民間社会福祉の向上に資すると判断され、寄付者の信頼にも十分に応えられるものとする。

(対象除外)

第3条 次の各号の一に該当する事業は配分の対象としない。

- (1) 社団や組合等、構成員の互助共済のみを目的とする事業
- (2) その名称の如何にかかわらず、政治、宗教等に利用されている傾向がある事業又は営利を目的に行っているとみなされる事業
- (3) 特定の個人的活動またはそれに類する事業
- (4) 国又は地方公共団体が経営し、又はその責任に属するとみなされるもの

(5) 土地の取得、造成その他管理面の整備のための事業。ただし、施設利用者の処遇向上にかかわるものを除く

(配分要領等の制定)

第4条 配分の具体的内容及び配分方法等について、別途配分要領等を定めて配分を行う。

2 前項の規定による配分を効果的に実施するために、福祉の今日的課題を捉え、共同募金配分で解決すべき事項等を明記した重点項目を定める。

(配分金の使用年度)

第5条 配分金は、原則として募金年度の翌年度に実施する事業に対して配分する。ただし、歳末たすけあい募金にかかる歳末時期の福祉活動や見舞金等贈呈事業への配分金はこの限りでない。

(配分業務の分担)

第6条 本会は、配分業務を行うにあたり、その一部の業務を市町村支会（以下「支会」という。）と分担し、より地域住民に身近な配分を行えるよう努める。

2 前項を実施するにあたり、本会及び支会相互の連携を密にし、疑義が生じた場合は両者で協議して解決するものとする。

(計画策定)

第7条 本会は、県内の地域福祉の推進のために必要な事業及び資金の必要額を適切に見積もり、配分計画及び募金目標額を策定する。

2 前項を実施するにあたり、本会は、社会福祉法に定められている県社会福祉協議会の意見聴取のほか、関係機関からも必要に応じて意見を聴取する。

3 支会は、第1項により策定された配分計画及び募金目標額に基づいて、当該区域内の地域福祉の推進に必要な事業及び資金の必要額を適切に見積もり、募金計画及び配分計画、募金を行う際の募金活動案をまとめた共同募金推進計画を策定し、本会に報告する。

(配分の決定)

第8条 本会は、第7条第1項の計画をもとに、募金実績額等を勘案して配分先及び配分額を決定する。

2 支会は、第7条第3項の計画をもとに、本会が示す金額等の範囲内で配分先及び配分額を決定し、本会に報告する。

(流用の禁止)

第9条 受配者は、配分金を指定された用途以外の用途には使用してはならない。

(使途明示および広報)

第10条 受配者は、共同募金の配分を受けた事業の実施にあたっては、共同募金を財源とした事業であることを標識や印刷物等によって明示するほか、寄付者に対し広く周知しなければならない。

(配分金の精算)

第11条 受配者は、交付済みの配分額に余剰が生じる場合は、その額を本会又は支会に返還し精算するものとする。また、支会で受け入れた返還金は本会へ送金する。

2 本会は、返還された配分金を新たな計画に基づいて再び配分金に充てるものとする。

(監査)

第12条 本会及び支会は、第15条に規定する管理期間内において必要があると認めるときは、配分事業の実施状況及びその成果に関し、監査するものとする。

2 監査の実施要領は別に定める。

(事業執行状況の整備)

第13条 受配者は、配分事業に関し、経理規程等に従い会計帳簿及び証憑書類により適正に経理を行い、事業執行状況を明確に管理しなければならない。

(決定の取り消し及び配分金の返還)

第14条 本会及び支会は、配分を決定した者及び配分金の交付を受けた者が、次の各号の一に該当した場合は、配分金の全部又は一部の決定を取り消し又は返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段によって配分金を受けた場合。
(2) 事業を中止した場合及び事業を遂行する見込みがなくなったと認められる場合。

(3) 配分金を指定した用途以外の用途に使用した場合。

(4) 配分事業に関する本会の監査を拒否、若しくは監査に基づく指示に従わない場合。

(5) その他法令等に抵触するなど、受配の適格性を著しく欠く場合。

(配分物件の管理期間及び処分の制限)

第15条 配分金による事業の管理期間は、配分事業完了の翌年度の期首から起算する5年間とし、この間の処分を禁止する。ただし、やむを得ない理由により処分を行おうとする場合は、本会が定める承認基準に基づき書面による処分申請を行い、本会又は支会の承認を得なければならない。

2 管理期間終了後、配分金により取得した物件を処分した場合は、処分後速やかに本会又は支会に報告する。

(委任)

第16条 この規程を実施するため、必要な事項は、会長が別にこれを定めるものとする。

最終改正・附則（施行期日）

この規程は、平成26年5月20日から施行する。

共同募金配分申請にかかる審査基準の設定について

平成30年2月22日 配分委員会

1 審査基準設定の趣旨

共同募金運動のメインテーマ「じぶんの町を良くするしくみ。」に基づき、寄せられた配分申請の中から地域をより良くする事業を選び、または審査の過程で事業内容を再考してより良い企画をつくりながら、配分をする側・受ける側が協働して地域福祉を推進するための配分ができるよう、審査基準を設ける。

2 審査基準の6つの柱

次の(1)～(6)の観点から、申請者や申請事業の「社会や未来を変えようとする意欲」を評価する。各観点の評価を数値化し、各申請事業を客観的に比較するよう努める。

(1) 的確かつ具体的な課題把握

- ①解決しようとしている課題が具体的かつ的確に表現されているか。
(対象となる人が、どのような状況に置かれ、何に困っているか…など)
- ②現在または将来の社会情勢・周辺状況を客観的に捉えているか。
(対象地域におけるニーズの増減見込み、社会資源の変化、制度改正…など)
- ③申請団体の活動規模に合った課題の捉え方をしているか。(世界や日本の課題を語っていないか。)

(2) 基本的な企画力

- ①ターゲットは明確かつ具体的か。(“一般住民”では効果的なアクションは起こせない。)
- ②企画から周知、実施までのプロセスに工夫はあるか。
- ③費用対効果は適切か。また事業規模は申請団体の活動規模に合っているか。

(3) 民間性の高い柔軟な解決方法

- ①制度の狭間を埋めるべく、多様な分野・機関・職種等との連携を図ろうとしているか。
また、具体的・日常的・貢献的に地域と関わり、地域福祉の推進に努めているか。
- ②“共感”を軸に、様々な協力者を得ようとしているか。(ボランティア、企業の協力など)
- ③“ソーシャルインクルージョン”(社会的包摂)※の観点での工夫はあるか。

※全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念

(4) 客観的な目標と、達成に向けた発展性のある計画

- ①解決しようとしている課題と整合性のある目標となっているか。
- ②検証可能な目標か。(数値や状態などで客観的に表せるか。)
- ③目標達成に向けて、3か年程度の段階的なストーリーが描けているか。
(目標に発展性があるか。単なる現状維持・原状回復となっていないか。)

(5) 実現のための基礎体力・堅実性

- ①会則や定款、事業報告や決算、事業計画や予算などは、基準どおりに調っているか。
- ②財政的な自己負担能力は十分か。
- ③今後、配分がなくなっても事業を継続できる見込みがあるか。

(6) 申請事業の波及効果（何がどう変わるか）

- ①申請団体にとって／受益者にとっての変化はあるか。
- ②その業界として／その地域としての変化はあるか。
- ③社会全体としての変化はあるか。

3 特に申請の多い事業の審査基準

機関誌・情報誌発行、福祉大会等の開催、講演会等の実施、車両購入については、特に申請が多いため、別紙のとおり具体的な基準を設けて審査にあたる。

4 その他留意事項

(1) 事業経費配分及び県社会福祉協議会配分の再申請について

配分要領では「同一事業を同様の内容で受配できるのは連続3年までとし、相当期間を空けなければ再申請できない。」となっている。以前は1年空ければ再申請できる規定となっており、申請内容の見直しがないままの再申請をも受け入れ、結果的に配分のマンネリ化を改善できなかった。

その経過を踏まえ、今後は、再申請事業については、他の申請より厳格に上記2・3の基準を適用し、改善等がみられない場合は配分を見送ることとする。

(2) 申請者の責任において当然実施すべき事業への配分について

例えば施設の経年劣化等による計画的な改修・修繕や、運営安定化のために利用者等を確保することが主目的の事業など、申請法人・団体・施設等が存在する限り当然に行われるべきであると判断した事業に対しては、原則として配分しない。

(3) 財政的に余裕のある法人等への配分について

財政的に余裕があると認められる法人等（特に社会福祉法人で、原則、申請年度の前年度の決算において「社会福祉充実残額」がある場合）の申請については、配分の可否を慎重に検討することとする。

(4) 審査基準の公表について

配分をする側・受ける側の双方が納得のうえで審査を行い、協働しながら効果的に福祉課題を解決していくために、この審査基準を公表し、申請希望者に示すこととする。

＜事業別の審査基準＞

1 機関誌・情報誌等発行事業

機関誌・広報誌等発行事業は、配分要領の規定により、単に発行事業としてのみでは配分対象とせず、会員・構成員以外にも有益な情報を提供するなど、公益性の高い情報発信を行う啓発事業の一環として発行する場合のみ配分対象とする。

このことを踏まえて、次の事項について詳細に確認する。

- ・申請団体が解決しようとしている社会課題が具体的かつ明確で、社会に伝えるべき内容か。
- ・掲載する情報に工夫があるか。ニーズや社会課題を捉えているか。
- ・配付方法に工夫があるか。会員以外への周知方法・ターゲティングは効果的か。
- ・ホームページ等との連動など、適切な情報発信に努めているか。

2 大会・講演会等

福祉大会や講演会、研修会などで、毎年定例的に開催するものについては、配分要領の規定により、解決しようとしている地域福祉課題を的確に捉え、実施後に具体的な効果が見込めるものに限り、配分対象とする。

このことを踏まえて、次の事項について詳細に確認する。

(1) 特に確認が必要な事項

- ・県民に訴えるべきものがより具体的であるか。
 具体的な例) 相対的貧困の改善のために〇〇〇に取り組む
 新たな難病指定に対する制度充実のために〇〇〇を要望する など
 具体的でない例) 障害者が住みよい地域づくり、地域福祉の推進 など
- ・呼びかけ方に工夫があるか。
 会員以外の参加促進、ホームページ等で大会宣言等の公表、マスコミへの周知など
- ・大会等と併せて講演会等を行う場合、講演内容は大会のテーマ等に合っているか。
- ・実施後、新たな連携や対象者の掘り起こしなど、課題解決に向けた具体的な動きが見込めるか。

(2) 講師等謝金に対する配分対象額の上限について

講師等の謝金に対する配分対象額の上限は次の「講師謝金に対する配分対象基準」とする。
 なお、特にこれにより難しい場合は、配分委員会での妥当性を勘案して決定する。

講師謝金に対する配分対象基準

(単位：円)

区 分	県 内		県 外	
	1 時間	1 日	1 時間	1 日
大学教授、医師、弁護士、公認会計士、研修等の専門家、民間企業役員等	20,000	50,000	30,000	70,000
大学准教授、専門学校講師等	15,000	30,000	23,000	50,000
社会福祉施設長またはこれに準ずる者	10,000	20,000	15,000	30,000
社会福祉施設職員またはこれに準ずる者	5,000	10,000	10,000	20,000
公務員（行政職員）またはこれに準ずる者	1,000	5,000	10,000	20,000
上記の基準により難しい場合	配分委員会で協議・決定する。			

(3) 定例開催の大会・当番制の大会等への配分上限額の目安について

福祉大会等定例的なものやブロック大会等当番制のものについては、配分上限額の目安を次のとおりとする。

- ① 県大会クラス ----- 20万円（10年単位の周年記念大会等は5万円加算）
- ② 関東ブロック大会クラス ----- 30万円
- ③ 全国大会クラス ----- 40万円

3 車両整備配分

(1) 配分基準額について

①基準額設定の趣旨

申請の多い主要車種ごとに基準額を設定し、審査の充実化（単なる金額査定審査でなく、事業内容により配分の有効性を判断する）を図る。

②主要車種の事業費基準及び配分額基準

車両整備配分のうち、福祉車両、ワゴン車、バスについて、公益財団 JKA の補助方針等を参考に、以下のとおり設定する。ただし、これらはいくまで基準であり、申請事業内容によって柔軟に判断することは可能とする。また、特別装備のない車両等については、基準を参考に調整する。

主な車種	特別装備	概要	排気量クラス (cc)	事業費基準 (千円)	配分額基準 (千円)
福祉車両	座席リフト	助手席又はセカンドシートが車両の外側に回転し、低い位置まで下がる特別装備	660以下(軽)	1,600	1,200
			661～1500	1,870	1,400
			1501～2000	2,670	2,000
			2001～3000	3,600	2,000
	車いす仕様 (スロープ式)	車両に装備したスロープにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備	660以下(軽)	2,000	1,500
			661～1500	2,400	1,800
			1501～2000	3,340	2,000
			2001～3000	4,400	2,000
	車いす仕様 (リフト式)	車両に装備したリフトにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備	660以下(軽)	2,000	1,500
			661～1500	2,140	1,600
			1501～2000	3,070	2,000
			2001～3000	4,000	2,000
ワゴン車	乗車定員7人以上10人以下の乗用車	1400～2000	2,270	1,700	
		2001～3000	3,070	2,000	
バス	乗車定員11人以上の中型自動車		—	—	2,000

※公益財団法人 JKA の補助方針等を参考に作成。基準額は、車両本体価格、特別装備、受配表示経費を含むものとする。

※乗車定員については、幼児用車両は大人に換算して適用する。

(2) 審査基準について

①基準設定の趣旨

共同募金改革の実施により広域配分財源が縮小する中、特に車両整備配分については、確保できる配分財源に比べて申請が多く、すべての申請に対して十分に対応することが難しい状況にある。申請事業の優先順位をつける際の条件を予め設定し、配分審査の円滑化を図る。

②基準の運用

基準は、原則として二次審査の際に運用するが、配分計画に比べ申請が多く、全ての申請を二次審査の対象とすることが困難な場合は、基準を基に一次審査を行い、配分委員会に報告し、了承を得ることとする。

③基準

・基準 1

申請者（法人）が、前年度に車両整備配分、施設・設備・備品整備配分のいずれかを受けていないこと（ただし、受けているときは優先度を考慮する）。

・基準 2

申請者（法人）が、前々年度に車両整備配分を受けていないこと（ただし、受けているときは優先度を考慮する）。

・基準 3

申請者（法人）が、当該年度に他の配分（施設・設備・備品整備配分、事業経費配分、運営費配分）の申請を行っていないこと（ただし、申請しているときは優先度を考慮する）。

・基準 4

次の項目を基に、申請内容の必要性、有効性、及び緊急性等を考慮し、配分採択の優先度を決定する。

ア) 通所送迎（対象業務の実施に送迎業務が不可欠な場合に限る）に車両整備が必要なこと

イ) 地域福祉活動（在宅対象者のニーズに対応するものに限る）に車両整備が必要なこと

ウ) 日々の施設外送迎（入所者の生活支援に限る）に車両整備が必要なこと

エ) 障害者就労支援等の作業（日々の作業に不可欠な場合に限る）に車両整備が必要なこと

オ) その他（施設外活動、対象業務の実施に送迎が不可欠でない場合等）に車両整備が必要なこと